

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
規 則		
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(保健福祉部総務課)	1
訓 令		
○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令.....	(人事課)	1
道企業管理規程		
○北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程.....	(企業局総務課)	5

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第128号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の1の項を同表の1の2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 特例条例別表第1の2の2の2の項 ²⁵ に規定する毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則	毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）第4条の2第2項において準用する同条第1項の規定による法第22条第1項に規定する者（同条第2項に規定する者を含む。）が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出の受理
---	--

第2条の表の1の2の項の次に次のように加える。

1の3 特例条例別表第1の3の項⁵⁶⁾に規定する薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	薬事法施行細則（昭和36年北海道規則第27号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第7条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の書換え交付 (2) 規則第8条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の再交付 (3) 規則第8条第3項の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理 (4) 規則第9条の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理
--	---

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道訓令第29号

本 出 先 機 序 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「再就職手当等」を「就業促進手当等」に改め、同条第1項中「同条第10項第3号の2」を「同条第10項第4号」に、「同項第3号の2」を「同項第4号」に、「にあっては別記第6号様式の2による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第4号の規定による退職手当にあっては別記第7号様式による常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書に、同項第5号」を「のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記第6号様式の2による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に

育てよう一人一人の人權意識 身近なことから人權を考えてみませんか

係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記第6号様式の3による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記第7号様式による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第10条第10項第5号」に改める。

別記第2号様式（第1面）中「明治
大正 及び「平成」を削り、同様式（第3面）中「平成」
昭和」

「

第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 回	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

を削り、同様式（第4面）中

円	円	円	日	円

を

第 回	年 月 日
第 回	年 月 日
第 回	年 月 日

「

回 数	受付年月日
第 回	年 月 日
第 回	年 月 日
第 回	年 月 日

年 月 日	日	円	円	円	日	円
年 月 日						
年 月 日						

就業手当に相当する退職手当の支給経過

支給年月日	支給日数	支給金額	支給残日数
-------	------	------	-------

に、「

年 月 日	日	円	日
年 月 日			
年 月 日			

受 付 年 月 日	平成 年 月 日	支 給 年 月 日	平成 年
-----------	----------	-----------	------

月 日	を	受 付 年 月 日	年 月 日	支 給 年 月
-----	---	-----------	-------	---------

日	年 月 日	に、「常用就職支度金」を「常用就職支度手当」
---	-------	------------------------

に改める。

別記第4号様式（表面）中「平成」を削り、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏 面）

受給資格者失業認定申告書 (該当する所に○印を付け、必要な事柄を記載してください。)																	
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア し た イ しない	就職又は就労した月日を記載してください。															
②失業の認定を受けようとする期間中に内職又は手伝いをしましたか。	ア し た イ しない	(ア) 内職又は手伝いをした人はその月日を記載してください。 (イ) 内職又は手伝いの収入があった人は、収入のあった日及びその額を記載してください。 <table><tr><th>収入のあった日</th><th>その収入額</th><th>何日分の収入か</th></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr></table>	収入のあった日	その収入額	何日分の収入か	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分
収入のあった日	その収入額	何日分の収入か															
月 日	円	日分															
月 日	円	日分															
月 日	円	日分															
月 日	円	日分															
③失業の認定を受けようとする期間中	ア 探した	(ア) 知人の紹介により求人者に面接（求職の申込み）をした（その月日、事業所名及び結果につい															

に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	イ 探さなかった	て具体的に記載してください。) (イ) 新聞広告により応募した（その新聞の名称、応募月日、応募事業所名及び結果について具体的に記載してください。）。 (ウ) その他（具体的に記載してください。） その理由を具体的に記載してください。
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のため等） (ウ) 就職予定があるため (エ) 自営業開始の予定があるため (オ) その他（ ）
上記のとおり申告します。		
年 月 日		受給資格者氏名 ㊞

注意事項

- この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が記載すること。
- ①欄から③欄までの「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回、公共職業安定所に出席した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であって、雇用保険の被保険者となる場合、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合を含む。）をいう。
なお、賃金等の報酬が無くても就職又は就労したことになるものであること。
- ②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合など働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く。）であって、「就職又は就労」とはいえない程度のも（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがある。）をいうものであること。

- ③欄のアに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めていた○○会社へ面接に行ったが、賃金が高いので断った。」など具体的に記載すること。
- ④欄のイの(オ)に○印を付けた人は、その理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記第6号様式の2を次のように改める。

別記第6号様式の2（第17条関係）

（表 面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名	住所	〒	(電話)
2 就職先の事業所 (3①の場合のみ記載)	名 称	事業所番号		
	所 在 地	〒	(電話)	
3 職業に就いた日等について記載してください(記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	①一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
ア 1週間の所定労働時間	時間	分	イ 雇用年月日	年 月 日
ウ 雇用期間	(ア) 定めなし	年 月 日まで	(イ) 定めあり	(年 か月)
エ 支給対象期間中の就業日数	合計	日		
②①以外の就業				
ア 就業先の事業所等	イ 就業期間	ウ 就業日数	エ 就業内容	
(電話)		日		
(電話)		日		
(電話)		日		
(電話)		日		
		合計	日	
上記2及び3①の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)				

4 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か	ア 離職前事業主である イ 離職前事業主ではない
5 申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があったか否か	ア 雇用の予約があった イ 雇用の予約はない
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けたか否か	ア 紹介を受けた イ 紹介を受けていない

職業紹介事業者の名称		(電話)	
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。			
年 月 日		申請者氏名 ㊟	
様			
次回申請日	処理欄	支給金額	円 備
月 日まで		支給決定年月日	年 月 日 考

(裏 面)

注意事項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間をいう。以下「支給対象期間」という。）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（以下「確認日」という。）に失業者の退職手当支給申請書と一緒に受給資格票を添えて提出すること。ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない者については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。
- なお、代理人による申請の場合は、委任状が必要となること。
- （注）就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、受給資格者失業認定申告書の注意事項の3に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる」と知事が認めたものに限る。）をいう。）以外に就業した場合をいう。
- 2 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記載すること。
- また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。
- （注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の（注）に掲げる就業であって、7日以上期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいう。
- 3 申請者は、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない者であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を事業主から受けること。
- 4 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記載すること。
- 「ア 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記載すること。
- 「イ 就業期間」欄には、その就業した日について「ア 就業先の事業所等」ごとにすべて記載すること（記載例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記載。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記載）。
- 「ウ 就業日数」欄には、「ア 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記載し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記載すること。
- 「エ 就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記載すること。
- 5 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 6 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。この場合、4欄の

「関連事業主」とは、就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50パーセントを超えるもの）である他の事業主のことをいうものであること。

7 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記載すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいうものであること。

別記第6号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式の3（第17条関係）

(表 面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

①申 請 者	氏名	住所	〒	(電話)
--------	----	----	---	-------

事業主の証明	②就 職 先 の 事業 所 (開始した事業)	名 称	事業所番号	
		所 在 地	〒 (電話)	
		事業の種類		
事業主の証明	③雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	④採用内定年月日	年 月 日
	⑤職 種		⑥1週間の所定労働時間	時間 分
	⑦賃 金 日 額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月)
	⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)			
	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 ㊟				

処理欄	様		
	所定給付日数	日	備考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
支給決定年月日	年 月 日		

(裏面)

注意事項

- この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内に、所属長に提出すること。
なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- この申請書には、受給資格票を添えること。
- 雇用された受給資格者にあつては①から⑩までの欄に記載し、事業を開始した受給資格者にあつては①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。
また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 申請者は、⑨欄の証明を事業主から受けるとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うよう事業主に求めること。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第17条関係）

(表 面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者氏名	住所 〒	(電話)
--------	------	-------

事業主の証明	②就職先の事業所	名称	事業所番号	
		所在地 〒	(電話)	
		事業の種類		
	③雇入年月日	年 月 日	④採用内定年月日	年 月 日
	⑤職種		⑥1週間の所定労働時間	時間 分
	⑦賃金日額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし — 年 月 日まで イ 定めあり — (年 月)
	⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)			

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 様 申請者氏名 ㊟				
処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日

(裏面)

注意事項

- この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内に、所属長に提出すること。
なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- この申請書には、受給資格票を添えること。
- ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。
また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。

附 則

- この訓令は、平成15年12月17日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第7号

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月17日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程

北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第10項第3号の2を削

り、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いたものについては、就業促進手当

第14条第12項中「又は第3号の2」を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「第10条の3第1項」を「第10条の4第1項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、第14条の6に規定する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

第14条の5中「第14条第10項第3号の2に掲げる再就職手当、同項第4号に掲げる常用就職支度金」を「第14条第10項第4号に掲げる就業促進手当」に、「再就職手当、同法第57条第1項に規定する常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第14条の6 第14条第13項に規定する日数は、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数とする。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月17日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴う経過措置等については、道職員の例による。